# 平成29年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて お 知 ら せ

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成29年度から実施しますので、お知らせします。

## I 工事成績の入札参加資格要件の見直し

一般競争入札(条件付)では、入札に参加できる者の資格として、過去4年間の工事成績評定点の平均が一定基準以下でないことを条件としており、平成29年6月1日から平成30年5月31日までに入札公告を行う工事は、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの工事成績評定点の平均で評価を行います。

また、平成29年6月1日以降に入札公告する工事から、次に掲げる(1)及び(2)のいずれも満たしていることを要件とします。

なお、(1)又は(2)のいずれか一方の期間にのみ完成させた工事がある場合は、該当する(1)又は(2)のいずれかの条件を満たしていることとします。

- (1) 平成 27 年 12 月 31 日以前に完成させた工事の評定点の平均点が 60 (63) \*1 点以下でないこと
- (2) 平成 28 年 1 月 1 日以降に完成させた工事の評定点の平均点が 65 (70) \*\*2 点未満でないこと ※1, ※2: 一定規模以上の工事の場合()内の条件とします。

# Ⅱ 総合評価落札方式の見直し

平成29年6月1日以降に入札公告する工事から、次のとおり総合評価落札方式の見直しを行います。

#### 1 工事成績の評価対象の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の評価対象を、請負金額 1,000 万円以上の工事に変更 します。

#### 2 企業の施工実績に係る評価の変更

#### 【現行】

20112								
	評価項目	評価基準	配点	得点				
1	岡山県が発注した〇〇工事のうち、	67 点以上	3. 0					
企施業工	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 12	66.5 点以上 67 点未満	2. 5					
の実績	月31日までの間に完成させた請負	66 点以上 66.5 点未満	2. 0	/3.0				
<b>頼</b>     	金額が500万円以上の工事がある場合~(中略)~評定点の平均点。	65 点以上 66 点未満	1. 5	İ				
		65 点未満又は実績なし	0.0					

#### 【変更後】

	評価項目	評価基準	配点	得点
1	岡山県が発注した〇〇工事のうち、	80 点以上	3. 0	
企施	企 施 業工の の 実 橋平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に完成させた請負 金額が 1000 万円以上の工事がある 場合~(中略)~評定点の平均点。78.5 点以上 80 点未満 77 点以上 77.点未満 74.点以上 77.点未満 74.点未満又は実績なし	78.5点以上 80点未満	2. 5	
の実		2. 0	/3.0	
積		74 点以上 77 点未満	1.5	
		74 点未満又は実績なし	0.0	

## 3 配置予定技術者の能力に係る評価の変更

## 【現行】

	評価項目	評価基準	配点	得点
2	│ │ ②	67 点以上	5. 0	
置 術   24年4	24年4月1日から平成27年12月31	66.5 点以上 67 点未満	4. 0	
プロの	日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が500万円以上の工事がある場合~(中略)~評定点の平均点。	66 点以上 66.5 点未満	3. 0	/5.0
能力		65 点以上 66 点未満	2. 5	l
		65 点未満又は実績なし	0.0	

# 【変更後】

	評価項目	評価基準	配点	得点
② 配 技 置 術 予 者	技術 者の能力 1000 万円以上の工事がある場合~ (中略)~評定点の平均点。	80 点以上	5. 0	
		78.5 点以上 80 点未満	4. 0	
定の		77 点以上 78.5 点未満	3. 0	/5. 0
力		74 点以上 77 点未満	2. 5	
		74 点未満又は実績なし	0.0	

# 4 工事成績評定点の取扱いについて

昨年1月に工事成績の評定方法を改定したことから、平成27年12月31日以前に完成させた工事の評定点(以下「旧成績」という。)を下記の換算式により換算した評定点を用いて、平均点を算出します。

# 【換算式】 74+(旧成績-65)×3

## 【算出例】

	63 点 — 68 点	※旧成績は各工事ごとに換算式により
旧成績	65 点 — 74 点	換算する。   ※旧成績:平成 27 年 12 月 31 日以前に
	66点 → 77点	次に成績: 十成 27 年 12 月 31 日以前に 完成させた工事の評定点
	67点 → 80点	が成とせたエザの肝た然
新成績 新成績	74 点	※新成績:平成28年1月1日以降に
利及傾	76 点	完成させた工事の評定点
平均点	74.83 点	

平均点: (68 点+74 点+77 点+80 点+74 点+76 点) /6 件 = 74.833・・・点 ≒ 74.83 点 (小数点第3 位を四捨五入)

## Ⅲ 総合評価落札方式拡大分の見直し

これまで設計金額4千万円以上8千万円未満の災害復旧工事(一般的な土木一式工事)で実施していた総合評価落札方式の拡大試行を終了し、平成29年6月からは、同価格帯の一般的な土木一式工事において試行します。

## 1 試行対象工事

設計金額が4千万円以上8千万円未満の一般的な土木一式工事のうち発注者が指定する工事。 なお、当面は各県民局・地域事務所で1~2件程度を対象工事として試行します。

※本試行は、Bランク(土木一式)業者の方も対象となりますので、ご注意ください。

## 2 失格基準価格の設定

これまでの拡大試行と同様に、この価格帯で設定している最低制限価格と同様の失格基準価格を設け、この価格を下回る金額で入札を行った者は失格となります。

注)<u>設計金額8千万円以上の工事で実施している「岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査</u> 実施要領」を適用せず、低入札価格調査は行いません。

## 3 落札者の決定方法

予定価格以下で、かつ、失格基準価格以上の金額で応札した者のうち、最も評価値の高い者を 落札者とします。

#### 4 評価項目、評価基準など落札者を決定する基準

評価項目や評価基準など落札者を決定する基準は、工事の技術的難易度に応じて下記の評価型を設定します。詳細については、別添「総合評価方式拡大型評価項目・落札者決定基準(例)」を参照してください。

また、入札に当たっては、入札公告(個別公告)でご確認ください。

## (1) 特別簡易拡大型 (I型) 技術的難易度の高い土木一式工事から選定する。

#### (2)特別簡易拡大型(Ⅱ型)

技術的難易度の低い土木一式工事から選定する。 (原則4千万円以上6千万円未満の工事の中から選定する。)

## 5 加算点について

評価値算定に用いる加算点は、特別簡易拡大型(I型)、特別簡易拡大型(II型)ともに15点満点とします(各評価項目の合計点を15点満点に換算します。)。

#### 6 専任指導技術者の配置について

特別簡易拡大型(Ⅰ型)は専任指導技術者の配置ができることとします。

※「専任指導技術者の配置」とは、現場経験が少ない若手の監理技術者等を配置する場合に 若手の監理技術者等の配置に加えて、経験豊富な専任指導技術者を配置できる方式のことで す。専任指導技術者を配置する場合は、配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、 「同種工事の施工実績」、「工事成績の平均点」について、専任指導技術者で評価します。

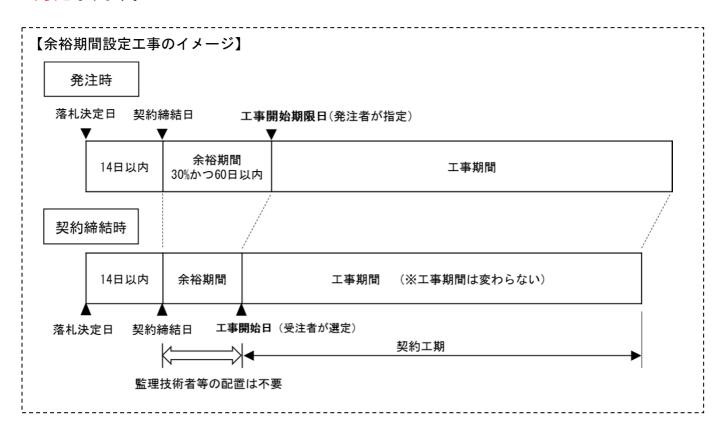
#### 7 技術資料等

新たな技術資料の様式等は、後日、ホームページによりお知らせします。

## IV 余裕期間設定工事の試行

建設資機材の調達や建設労働者等の確保を計画的に行うなど、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月から、事業スケジュールや工事完了時期等に支障のない工事において余裕期間を試行的に設定します。

余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能であり、工事開始日までは監理技術者等の配置が不要となります。



## 岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (http://www.pref.okayama.jp)から → 画面左上の [組織で探す] を クリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】 土木部技術管理課技術指導班 TEL 086-226-7460

		特別簡易拡大型(I型)			特別簡易拡大型(Ⅱ型)			
	評価項目	評価基準	配点		評価基準	配点		
1)		(発注規模の1/2) 以上の(指定する工事(工種))の 元請け実績あり	1.0		(発注規模の1/2) 以上の(指定する工事(工種))の 元請け実績あり	1.0		
企業の施工実績に平の 岡ち	平成14年度以降に発注された同種工事 の施工実績の有無	(発注規模の1/2) 未満の(指定する工事(工種))の 元請け実績あり	0. 5	/1.0	(発注規模の1/2) 未満の(指定する工事(工種))の 元請け実績あり	0. 5	/1	
		上記のいずれにも該当しない	0.0		上記のいずれにも該当しない	0. 0	_	
	岡山県が発注した土木一式工事のう	77点以上	2. 0	ŀ	74点以上	2. 0		
	ち、平成25年4月1日から平成29年3 月31日までの間に完成させた請負金額	75.5点以上 77点未満	1.5		74点未満又は実績なし	0.0	1,	
) )	が1000万円以上の工事がある場合~	74点以上 75.5点未満	1.0				ľ	
	(中略) ~ 切平均点	74点未満又は実績なし	0.0					
		①小計	1.0	/3.0	①小計	1.0		
	<b>原士士で次枚</b>	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後10年以上	1.0	_	
	保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後5年以上	0.5	/1.0	1級土木施工管理技士又は技術士の資格取得後5年以上	0. 5	/1.	
		上記のいずれにも該当しない	0.0		上記のいずれにも該当しない	0.0		
)	平成14年度以降に発注された同種工事	監理技術者又は主任技術者として、(発注規模の1/2) 以上の(指定する工事(工種))を施工した実績あり	1.0					
	を監理技術者、主任技術者又は現場代 理人として施工した実績の有無	監理技術者又は主任技術者として、(発注規模の1/2) 未満の(指定する工事(工種)) を施工した実績あり	0. 5	/1.0				
	TILLE (\$70.0)   - T - 7   T - 70.0	上記のいずれにも該当しない	0.0					
	岡山県が発注した工事のうち、平成25 年4月1日から平成29年3月31日まで	77点以上 27.5.4.2.2.	2. 0	-	74点以上	1.0	-	
	の間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が1000万円以上	75. 5点以上 77点未満	1.5	/2.0	74点未満又は実績なし	0.0		
	の工事がある場合~(中略)~の平均	74点以上 75.5点未満	1.0				_	
	点	74点未満又は実績なし	0.0				1	
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学	取得した単位数(ユニット数)が10ユニット以上	0. 5	/0.5				
	習制度(CPDS)における学習の実 績	上記のいずれにも該当しない	0.0					
		②小計		/4.5	②小計			
3) E		IS09001を取得	0. 5	/O E				
	有無	なし	0.0	- /0.5				
制		③小計		/0.5	③小計			
	主たる営業所の所在地	指定地域内	1.0	/1.0	指定地域内	1.0		
		上記以外の場所	0. 0		上記以外の場所	0. 0	_	
ı		指定防災協定を締結している	2. 0		指定防災協定を締結している	2. 0		
	開札日現在有効な岡山県、岡山県内の 国の関係機関又は市町村(関係機関を 含む。)との防災協定の締結の有無	指定防災協定以外の防災協定を締結している	1. 0	/2.0	指定防災協定以外の防災協定を締結している	1. 0	/	
		上記以外のいずれにも該当しない	0. 0		上記のいずれにも該当しない	0. 0		
	岡山県(県出資の公社・事業団を含む。)、岡山県内の国の関係機関又は市町村が発注した土木一式工事のうち、平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に完成させた近隣地域での施工実績の有無	請負金額が500万円以上の〇〇県民局(属する地域事務所 管内を除く) 管内での元請け実績が15件以上あり	2. 0		請負金額が500万円以上の〇〇県民局(属する地域事務所 管内を除く) 管内での元請け実績が15件以上あり	2. 0		
		  請負金額が500万円以上の○○県民局(属する地域事務所  管内を除く)  管内での元請け実績が8件以上あり	1. 0	/2.0	  請負金額が500万円以上の○○県民局(属する地域事務所  管内を除く)  管内での元請け実績が8件以上あり	1. 0		
		上記以外のいずれにも該当しない	0. 0		上記のいずれにも該当しない	0.0	1	
	平成24年4月1日から平成29年3月31 日までの間に、岡山県管理道路につい て岡山県(岡山県から委託を受けた市 町村を含む。)が発注した「道路の巡 回及び維持補修作業委託」又は「道路 除雪作業委託(道路凍結防止剤散布作 業委託を含む。)の実績の有無				3件以上の実績あり	1. 0		
					1 件以上の実績あり	0. 5	1	
					上記のいずれにも該当しない	0. 0	1	
			$\rightarrow$		35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を2人以上 雇用	1. 0	t	
最大 2	若手技術者又は若手従業員の雇用の有無				35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を1人以上 雇用	0. 5	1	
			_		推用 上記のいずれにも該当しない	0.0	-	
			_>		3台以上を保有又は長期リース契約している	1.0	t	
項目選択)	建設機械の保有の有無				1 台以上を保有又は長期リース契約している	0. 5	1	
			_		上記のいずれにも該当しない	0. 0	1	
	開札日現在有効なISO9001の認定取得の		_>		IS09001を取得	1.0	İ	
	開札日現任有効な1509001の認定取侍の  有無				上記に該当しない	0. 0	1	
	h 合 計	④小計	_	/5.0	④, ⑤小計		+	
	н н	(15点		/13.0	(15点			